

ペットと幸せに暮らすために…

ペットを飼っている皆さん。11月は飼い主のマナーアップ推進月間です。マナーを再確認して、ペットとの生活をより豊かなものにしませんか。



猫を飼うなら



室内で飼いましょう

飼い主が環境を整え、十分な愛情をかけるとともに、不妊・去勢手術を行うことで、猫はストレスなく室内で暮らせる動物です。

室内で飼うことで、周囲に迷惑をかけないだけでなく、事故や感染症から猫を守る、迷子防止など、多くの利点があります。

不妊・去勢手術を行いましょう

猫は年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。責任を持って子猫を生ませるのであれば、不妊・去勢手術をして、過剰繁殖を防ぎましょう。

迷子札をつけましょう

衰弱や事故などで自力で動けなくなった多くの猫が、負傷動物として保護収容されています。これらの猫のほとんどは、飼い主が判明していません。

自分の飼い猫に責任を持つためにも、迷子札やマイクロチップなどの飼い主が分かる標識を行いましょう。

マイクロチップとは、15桁の数字のデータが入ったチップで、獣医さんが注射器で埋め込みます。動物病院や保健福祉環境事務所等で読み取ることができるので、迷子や盗難防止になります。絶対に落とすことがないので安心です。詳しくは動物病院にご相談ください。

犬を飼うなら



飼い犬の登録と狂犬病予防注射をお忘れなく

犬を飼ったら役場に届け出て登録鑑札の交付を受けてください（1頭につき3,000円生涯1回）。また、年に1回は狂犬病予防注射を必ず接種し、役場に届け出て注射済票の交付を受けてください（1頭につき550円、年に1回）。犬の登録、狂犬病予防注射の接種は飼い主の義務です（罰則：20万円以下の罰金）。

登録鑑札・予防注射済票を首輪に装着しましょう

もし愛犬が迷子になっても、鑑札と狂犬病予防注射済票が着いていたら、確実に飼い主の元に帰ることができます。登録鑑札・注射済票の首輪への装着も飼い主の義務です。

散歩中はリードで繋ぎ、フンは持ち帰りましょう

福岡県の条例により、散歩中に犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や、小さな犬であっても、苦手、怖いと思う人がいます。散歩の時はリードをつけることはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードを短めに持って散歩することが大切です。

また、フンの放置も条例で禁止されています。散歩中にフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。

正しいしつけをしましょう

無駄吠えや犬同士のけんかなど、散歩中のトラブルを未然に防ぐために、きちんとしつけを行うことが大切です。

飼い主の皆さんへ



最後まで責任を持って飼いましょう

病気になった、体が弱って世話が大変になったからといって、途中で放棄せずに、習性・生理を理解して、最後まで責任を持って飼いましょう。動物を捨てることは犯罪です（罰則：100万円以下の罰金）。やむを得ず飼うことができなくなったときには、新しい飼い主を見つけるよう最大限努力してください。

もしも、ペットが迷子になったら…

保護されたペットの収容期間は7日です。この間に飼い主からの連絡がないと、譲渡先が見つかったほんの一

部を除いて、殺処分となってしまいます。

「そのうち帰ってくるだろう」とのんびり構えたり、捜さないのは、ペットを殺してしまうのと同じ行為です。

ペットがいなくなったときは、すぐに役場と管轄の保健福祉環境事務所に連絡してください。

問い合わせ

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所保健衛生課生活衛生係

☎0948-21-4973

鞍手町役場農政環境課生活環境係

☎0949-42-2111（内線354）